



新銀行実務百科

下巻 回収編

任意回収／法的回収／整理手続参加

【編者】 長谷部 茂吉
堀内 仁
大西 武士
石井 真司
鈴木 正和

新銀行実務百科 下巻

昭和56年10月29日 第1刷発行

昭和57年1月25日 第2刷発行

編 者	長 谷 部 茂 吉 堀 内 仁 大 西 武 士 石 井 眞 司 鈴 木 正 和
発行者	戸 部 虎 夫
印 刷	奥村印刷株式会社

検 印
省 略

〒160 東京都新宿区南元町19 (金融財政会館)

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画 製 作 株式会社 金 融 財 政

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

TEL 03 (358) 0011

振替 東京 8-155845

落丁・乱丁はおとりかえします。

2533-42512-1409

定価 8,000 円

は し が き

長く続いた不況もやや回復して景気好転の兆しを見せたといわれるが、倒産件数はいくらか減少したとはいえ、なお高い水準を保ち、大型企業の倒産も未だにあとを絶たない。この企業の倒産という現象は、不況時のみに起こるのではなく、件数が少ないというだけで、好況時にも起こるものであるから、金融機関の実務担当者としては、いつなんどき取引先企業の倒産に直面するかもわからない。そこで、いつでもこれに対処できるように、かねてから十分用意をしておく必要がある。

ところで、企業の倒産は、思いがけない時に突如として起こるようであるが、その実はそれまで表面に現われなかっただけのことで、相当以前から危ない状態が続いていたはずである。その前兆と認められる事實は、注意深く観察すれば、必ずどこかに現われているから、できるだけ早くこれに気づいて対策を講じなければならない。他に先んじて早目に適切な手を打つことが、その後の回収を容易にし、回収額をふやすことに最も役に立つ。

このことは、いざ取引先が倒産したという場合も同様であって、まず的確に実情を把握し、可能な限りすみやかに、種々の手段を検討し、それを実行に移さなければならない。

そこで本書では、第1編で任意回収、第2編で法的回収、第3編で整理手続参加、第4編で詐害行為取消権、債権者代位権の特殊問題を取り扱って、取引先の企業の倒産に当面した実務担当者の最良のアドバイザーとしての役割りを十分に果たせるよう配慮している。

本書の問題の作成にあたっては、すでに刊行された本シリーズのものと同じく、第一線担当者の意見も広く取り入れ、編者が慎重な検討をして選び抜いたものを取りあげ、ベテランの実務家にそれぞれ得意の項目の執筆

をお願いした。そして、体系的に問題を整理するとともに、むずかしい表現はできるだけ避け、わかりやすく説明しているので、どんな初心者でも手軽に安心して本書を利用することができよう。また、若年層の短期戦力化のための研修教材ならびに資格認定試験の教材としても、最適のものとする。

昭和54年 3 月

編 者

新版にあたって

本書発刊以来早くも6年を経過し、その間に行なわれた銀行取引に関係の深い法律の制定や改正も少なくない。思いつくままにそのいくつかを挙げると、仮登記担保契約に関する法律や民事執行法の制定、相続法や商法、滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律の改正等がある。

また、銀行実務に大きな影響を及ぼす新判例も数多く現われた。たとえば、金融機関の貸付につき取引条件として拘束された即時両建預金と独禁法19条の適用に関する最高裁昭和52年6月20日判決、共同代表取締役の1人に対する小切手振出権限の委任の効力に関する最高裁昭和54年3月8日判決、当事者双方から相殺の意思表示がなされた場合における相殺の効力に関する最高裁昭和54年7月10日判決、定期預金の期限前解約の場合における銀行の注意義務に関する最高裁昭和54年9月25日判決、第三債務者が民訴法609条に基づく陳述書で被差押債権につき支払意思を表明したあとでなした相殺の効力に関する最高裁昭和55年5月12日判決などがある。

そのほか銀行実務に直接関係がある銀行取引約定書ひな型にいわゆる逆相殺の規定の新設をはじめとする重要な改正が行なわれ、譲渡性預金・新定期日指定定期預金の創設、新内国為替制度の発足等により、銀行実務自体にも著しい変化を生じた。

そこで、今回全面的に再検討して必要な手直しをするとともに、足りない点を補うことにした。旧版同様愛用していただければ幸いである。

昭和56年9月

編 者

● 新版にあたっての執筆者・校閲者 ● (50音順)

秋草 史幸	三菱銀行	近藤 寛	東洋信託銀行	中山 憲二	日本興業銀行
荒井 三郎	全国銀行協会 連合会	佐藤 登	全国銀行協会 連合会	西川 恵一	全国銀行協会 連合会
池田 弘	全国銀行協会 連合会	新藤 誠一	全国地方銀行協会	橋詰 博臣	三井信託銀行
伊藤 隆夫	三菱銀行	柴崎純之介	金融財政事情 研究会	早坂 嘉郎	全国銀行協会 連合会
鵜飼 克	全国銀行協会 連合会	鈴木 仁	三菱銀行	布施 常蔵	税理士
大池 皓二	福徳相互銀行	鈴木 正和	協和銀行	水谷耕一郎	全国銀行協会 連合会
大内 修	三菱銀行	高木 伸	全国銀行協会 連合会	水野 良雄	全国銀行協会 連合会
岡村 薫	全国銀行協会 連合会	高田 輝男	全国銀行協会 連合会	宮下 文秀	太陽神戸銀行
小沢 良三	全国銀行協会 連合会	高野 正樹	全国地方銀行協会	山下 俊一	三菱銀行
春日川和夫	富士銀行	高橋 進	朝日信用金庫	吉田 博	三菱銀行
鎌田 廣	全国銀行協会 連合会	竹内 克己	第一勧業銀行	吉原 省三	弁護士
川田 悦男	三菱銀行	富越 和男	東京地方裁判所		
北原 重信	三菱銀行	中沢 良和	東京地方裁判所		

● 本書の執筆者 ● (50音順)

朝倉 敬二	弁護士	北原 重信	三菱銀行	西尾 信一	住友銀行
朝比奈康夫	三菱銀行	北原 弘也	弁護士	西幹 忠宏	弁護士
阿部 隆彦	弁護士	絹田 辰雄	日本長期信用銀行	二宮 浩三	横浜銀行
荒 和雄	東京都民銀行	小杉 丈夫	弁護士	二瓶 修	弁護士
荒井 重隆	弁護士	古曳 正夫	弁護士	橋詰 博臣	三井信託銀行
荒木 新五	弁護士	近藤 寛	東洋信託銀行	秦 光昭	日本長期信用銀行
池田 清英	弁護士	佐藤 忠宏	弁護士	羽田 忠義	弁護士
石井 眞司	第一勧業銀行	佐藤 寛蔵	弁護士	東谷 隆夫	弁護士
石川 礼子	弁護士	澤井 英久	弁護士	平野豊三郎	住友銀行
岩崎 保	中小企業金融公庫	色摩 和夫	東邦銀行	古谷 明一	弁護士
上野 隆司	弁護士	鈴木 正和	協和銀行	堀内 仁	第一勧業銀行
上野 久徳	弁護士	関口 靖夫	幸福相互銀行	増田 修	弁護士
大川 順一	三和銀行	関沢 正彦	弁護士	松尾 一郎	弁護士
太田和比古	住友銀行	関根 裕三	弁護士	松尾 翼	弁護士
大西 武士	東京都民銀行	高木新二郎	弁護士	松本 崇	三菱信託銀行
大野 勝彦	千葉銀行	高橋 進	朝日信用金庫	御宿 義	弁護士
大野 泰男	太陽神戸銀行	高山 満	弁護士	峯崎 二郎	三菱銀行
岡崎 一郎	東京相互銀行	辰野 守彦	弁護士	御室 龍	静岡銀行
小澤 彰	弁護士	田中 和夫	三和銀行	三好 啓信	弁護士
小沢 征行	弁護士	田中 三夫	みちのく銀行	迎 節子	日本長期信用銀行
小野 淳彦	弁護士	永井 幸男	横浜銀行	麦田浩一郎	弁護士
小野 景義	中央信用金庫	中島 皓	弁護士	村上 政博	弁護士
春日川和夫	富士銀行	長嶋 憲一	弁護士	山口 輝久	太陽神戸銀行
片平 善昭	日本長期信用銀行	長浜 隆	弁護士	米津稜威雄	弁護士
鴨志田文彦	日本長期信用銀行	中村 純	第一勧業銀行	若山 正彦	弁護士

●理論と実務を結ぶ最新の基本体系

銀行実務総合講座 《全8巻》

●各巻＝A 5判・上製箱入・400頁～600頁

●定価＝1～3巻各3400円 4～8巻各2600円

- * 全銀行マンの必読書……銀行の実務の全容とそのポイントがつかめるフレッシュマンから役席まで全銀行マン必読の基本書
- * 最新の実務を集大成……複雑・多様化する業務の全分野にわたり、最新の法令・約款・判例・学説をふまえて実務を集大成
- * 多角的に実務を解明……高度の判断力とビジネス感覚を養うため、実務を法律・経済・経営等の側面から総合的に解明した
- * 正確で充実した内容……現在求められる最高の執筆陣が実務の基本と具体的な問題につきできるかぎり詳細に解説を加えた
- * 座右の書として重宝……実務を習得するための基本書としてだけでなく、詳細な目次・索引により日常執務の参考に役立つ

全巻完結

* 好評発売中

第1巻	預	金	堀内仁・大島鋼一・岩沢真三 村山邦夫・富永修身	著
第2巻	貸	出〈上〉	松本崇・小林武司・北原重信 川田悦男・峯崎二郎	著
第3巻	貸	出〈下〉	鈴木正和・石井眞司 大西武士・秦 光昭	著
第4巻	内国為替・付随業務		日沖 健・松本貞夫 西尾信一	著
第5巻	外 国 為 替		和島雄三・樋之口洋朗 山下 暁次・尾崎 忠	著
第6巻	出 納・手形交換		宮地輝雄 柴崎純之介・井上俊雄	著
第7巻	渉	外	大原典佳・千葉浩一・田中周允 平尾義昭・乾 利忠・佐野法重	編
第8巻	企 業 調 査		木村敦夫・永峰 敬一 東 正明・佐々木有一	著

●銀行実務手続双書●

銀行実務の中で特に日常必要となる重要かつ
複雑な手続ひとつひとつを取り上げ、「その実
務手続をいかに速やかに、正確に行なうか」
を詳しく解説するユニークなシリーズ

A 5判・各冊250～350ページ

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 〔 1 〕 保証 | 堀内仁編 |
| 〔 2 〕 仮差押・仮登記仮処分《第 2 版》 | 堀内仁・梅田勝平編 |
| 〔 3 〕 相殺《第 2 版》 | 堀内仁・鈴木正和編 |
| 〔 4 〕 債権・動産担保 | 堀内仁編 |
| 〔 5 〕 特殊整理 | 堀内仁・鈴木正和編 |
| 〔 6 〕 銀行取引の相手方 | 堀内仁・岩田準平編 |
| 〔 7 〕 銀行窓口の事故《第 2 版》 | 堀内仁・大西武士編 |
| 〔 8 〕 取引先の死亡と相続 | 堀内仁・松本崇編 |
| 〔 9 〕 貸付窓口の事故・上 | 堀内仁・大西武士編 |
| 〔10〕 貸付窓口の事故・下 | 堀内仁・大西武士編 |
| 〔11〕 不動産担保・上 | 枇杷田泰助・小林憲一編 |
| 〔12〕 不動産担保・下 | 枇杷田泰助・小林憲一編 |
| 〔13〕 代理貸付 | 上野隆司監修 |
| 〔14〕 預金の差押 | |

企業再建・整理の現場から

臨床倒産法

3,200円

清水 直著

興人・照国海運など数々の企業倒産事件に携ってきた著者が会社更生・破産等倒産処理の実態を活写し、企業再建・整理のあるべき姿をさぐる

新法を的確に理解するための基本テキスト

新民事執行法の解説

増補改訂版

3,000円

田中康久著

立法担当者である著者が、55年10月1日より施行された民事執行法のすべてをその手続に沿って体系的に解説する唯一の書。民事執行規則等をおり込んで、新法を的確に理解し運用するための基本テキストとしてさらに充実

債権回収実務のハンドブック

民事執行法と金融実務

3,000円

堀内仁・米津稜威雄
鈴木正和・山口輝久 編著

民事執行法に基づき、担保権実行・強制執行・仮差押・仮処分の手続から支払保証取引・預金の被差押等の実務までを懇切に解説する待望の書。書式も網羅し実務に至便

新制度下の実務のポイント

民事執行の実務〔旬刊金融法務事情特大号〕

1,500円

田中康久ほか

民事執行法の主要点／不動産執行の手続と留意点／債権執行の手続と留意点／滞納処分と強制執行等との手続の調整／登記事務の取扱い／民事執行法と銀行取引／など

月刊登記先例解説集特大号

民事執行法と登記・供託実務

1,300円

清水湛／佐藤修市著

改正相続法の詳解と相続制度のすべて

新しい相続制度の解説

1,800円

法務省民事局
参事官室編

56年1月1日施行の改正相続法を、立法担当者がわかりやすい一問一答により詳細に解説する唯一の書。改正点のみならず登記・税務も含め新制度の全容を平易に紹介

●好評図書●

債権保全のためのチェックポイント

新版 貸金管理の手引き

2,500円

堀内仁監修
鈴木正和著

貸付金の管理・回収にあたって起こる種々の問題を実務の流れにそって整理し、著者の豊富な実務体験をおり込みつつ平易に行き届いた解説をほどこす。関係書式も収録し、第一線貸付担当者の日常業務の生きた手引き書

評価・設定・保全のすべて

新版 貸金担保の手引き

2,600円

鈴木正和著

不動産担保・債権担保・動産担保等々金融機関の取り扱う担保・保証をめぐる実務と問題点をわかりやすく解説。各物件について評価・設定・変更・保全までのチェックポイントを具体的に摘示し、関係書式も豊富に収録

回収チェック・リストとそのポイント

新版 貸金回収の手引き

2,800円

鈴木正和著

貸出先倒産時の回収テクニックを、あくまでも実務的な観点から平易に解説するハンドブック。回収計画の立て方、さらに相殺・仮差押の実行、行方不明対策等々回収の全技法とそのコツをきめこまかに開示

こうすれば回収できる／イザというとき頼りになる1冊

貸倒れ対策一問一答《新版》

2,400円

藤林益三編

取引先が倒産したとき債権者はどう対応すべきか……ベテラン弁護士等がどこからでも直ちに活用できる一問一答 260 項目で、ズバリ明快に解き明かす。倒産前の対策から、各種の回収方法等々即座に万全の対策を提供

民事執行法等をおり込んで大幅に増補

新仮登記担保法の解説《改訂版》

1,300円

吉野 衛著

立法担当者である著者が、体系的にしかもわかりやすく解説する唯一の書。単に法律の解説にとどまらず、実務運用上の諸問題にまで言及。昭和55年10月施行の新民事執行法等に基づき増補改訂。

主要目次

第1編 任意回収

第1章 督促・弁済等	1	第2節 呈示期間経過後の権利行使	160
第1節 督促	2	第3節 白地手形	164
第2節 期限の利益喪失通知等	9	第4節 手形債務者の法的整理	167
第1項 期限の利益喪失通知	9	第5節 不渡手形	170
第2項 期限前買戻通知	13	第6節 抗弁	176
第3項 事前求償通知	16	第1項 融手の抗弁	176
第4項 当座解約通知	20	第2項 偽造の抗弁	178
第5項 保証協会等への通知	23	第3項 変造の抗弁	182
第6項 代位弁済事前通知	27	第4項 契約不履行の抗弁	188
第7項 遡求通知	31	第5項 紛失の抗弁	193
第3節 弁済	33	第6項 無権代理の抗弁	196
第4節 回収猶予	44	第7項 利益相反行為の抗弁	203
第2章 相殺	53	第8項 時効の抗弁	207
第1節 銀行からの相殺	54	第7節 延期	213
第1項 相殺の意義	54	第1項 呈示免除	213
第2項 相殺の自働債権	58	第2項 分割支払の依頼	227
第3項 相殺の受働債権	67	第3項 相殺後の分についてのみ 支払の申出	238
第4項 相殺と差押	75	第4章 第三者からの回収	243
第5項 相殺と法的整理	85	第1節 代位弁済一般	244
第6項 相殺通知の相手方	93	第2節 保証人からの回収	252
第7項 相殺の計算	102	第3節 他の法定代位権者からの回 収	269
第8項 相殺と手形の呈示・交付 ・返還	105	第4節 利害関係のない第三者から の回収（任意代位弁済）	277
第9項 相殺と払戻充当・直接取 立	118	第5節 代位の効果・担保保存義務	285
第2節 取引先からの相殺（逆相殺）	125	第6節 代位弁済の実務	302
第1項 逆相殺の意義	125	第1項 債権証書・保証書の取 扱い	302
第2項 逆相殺通知の受理	133	第2項 抵当権の取扱い	306
第3項 逆相殺と充当指定	143	第3項 根抵当権の取扱い	317
第4項 その他	149	第4項 代物弁済予約	319
第3章 手形債務者からの回収	157		
第1節 割引手形の取立	158		

第5項	その他の担保	320
第6項	その他	321
第7節	保証協会の代位弁済手続	323
第5章	債権譲渡と債務引受	333
第1節	債権譲渡	334

第2節	債務引受	346
第6章	担保の任意処分	355
第1節	担保処分	356
第2節	債務者が行方不明の場合の担保処分	365

第2編 法的回収

第1章	担保権の実行	371
第1節	抵当権の実行	372
第1項	抵当権実行の申立	372
第2項	滯除と代価弁済	387
第3項	競売手続の開始	404
第4項	競売手続の進行	411
第2節	質権等の実行	426
第3節	譲渡担保の実行	435
第4節	仮登記担保の実行	442
第2章	債務名義取得手続	457
第1節	債務名義とは	458
第2節	取得手続	466
第1項	公正証書	466
第2項	支払命令	476
第3項	即決和解	484
第4項	調停	490
第5項	本訴	499
第6項	手形訴訟	510
第3章	強制執行	519
第1節	不動産に対する強制執行	520
第1項	対象	520
第2項	手続	525
第3項	二重差押・配当要求	535
第4項	換価・配当手続	541
第5項	強制管理	552
第2節	動産に対する強制執行	556
第1項	対象	556
第2項	手続	574
第3項	二重差押・配当要求	586
第4項	換価・配当手続	592

第3節	債権に対する強制執行	603
第1項	対象	603
第2項	手続	609
第3項	二重差押・配当要求	615
第4項	換価方法	619
第4節	その他財産権に対する強制執行	626
第1項	電話加入権	626
第2項	自動車	631
第3項	建設機械	634
第4項	船舶	635
第5項	特許権等	637
第4章	差押手続参加	641
第1節	国税差押手続への参加	642
第2節	抵当権実行への参加	651
第3節	不動産差押手続への参加	661
第4節	動産差押手続への参加	665
第5節	債権差押手続への参加	672
第6節	異議申立手続	677
第5章	仮差押・仮処分	685
第1節	仮差押・仮処分の意義	686
第2節	仮差押の対象	700
第3節	仮差押の手続	712
第1項	動産	712
第2項	不動産	718
第3項	債権	724
第4項	その他	731
第4節	差押の競合	737
第5節	仮処分	746
第6節	仮登記仮処分	752

第3編 整理手続参加

第1章 内整理	757	第4節 相殺権	826
第2章 会社更生手続	773	第5節 否認権	829
第1節 会社更生法の目的	774	第6節 その他	833
第2節 手続	779	第3章 破産手続	837
第1項 開始決定前	779	第4章 会社整理手続	877
第2項 開始決定後	791	第5章 特別清算	899
第3節 更生担保権・更生債権	813	第6章 和議手続	913

第4編 特殊問題

第1章 詐害行為取消権	941	第2章 債権者代位権	949
-------------	-----	------------	-----

総目次

第1編 任意回収

第1章 督促・弁済等 1

第1節 督促 2

- 1 弁済期が到来している債権についても、督促しなければ、担保権の実行等の回収手続に着手できないものか 2
- 2 督促をする目的は何か 3
- 3 督促は必ず内容証明郵便で行なわなければならないものか 3
- 4 督促状の文言は、強硬なものではないか 4
- 5 督促状のなかで、将来の一定の期日までに弁済するよう明示した場合、期限の猶予とされる危険がないか 5
- 6 弁護士名で督促状を発する効用は何か 5
- 7 督促により消滅時効が中断するか 6
- 8 手形債務の時効中断のため督促する場合、手形の呈示を要するか 6
- 9 督促状の具体的文例 7
- 10 督促手続(支払命令)とは何か 8

第2節 期限の利益喪失通知等 9

第1項 期限の利益喪失通知 9

- 1 期限前償還請求の必要な場合と通知の方法 9
- 2 期限前償還請求は保証人、担保提供者にも通知すべきか 9
- 3 当然喪失の場合、ただちに相殺できるか 10

4 期限の利益喪失の要件と効果 10

5 第1回目の不渡発生は当然喪失になるか 11

6 債務者が行方不明の場合、期限前償還請求はどうすればよいか 12

第2項 期限前買戻通知 13

1 割引依頼人が倒産した場合どんな措置をとるべきか 13

2 約定書では「買戻し」をどのように特約しているか 13

3 買戻債務が当然に発生するのはどんな場合か 14

4 請求によって買戻債務が発生するのはどんな場合か 14

5 割引手形の買戻請求は額面で請求するのか 15

6 買戻請求権による相殺には手形の呈示・交付が必要か 15

第3項 事前求償通知 16

1 求償権を事前に行使する場合の注意 16

2 事前求償権発生の時期 17

3 銀行が求償しうる範囲と被保証債務の関係について 17

4 支払承諾取引における保証債務の履行手続 18

5 求償権または事前求償権と預金を相殺する場合の手続と注意 18

6 代理貸付における求償権の事前行使について.....	19	7 倒産直前の債務者の取引先より銀行の担保権に余裕があることを知り代位弁済の申入れがあった場合の処理.....	30
7 被保証債務の時効と求償権の時効との関係はどうか.....	19		
第4項 当座解約通知	20	第7項 遡求通知（手形）	31
1 なぜ当座取引を解約するのか.....	20	1 遡求通知の内容.....	31
2 当座解約通知はどのようにしてするのか.....	21	2 遡求通知義務違反の効果.....	31
3 当座取引を解約した場合の手形・小切手用紙の回収義務.....	21	3 遡求通知と買戻請求の異同.....	31
4 解約後の振込金との相殺.....	22		
5 第1回目の不渡発生だけで強制解約できるか.....	22	第3節 弁 済	33
第5項 保証協会等への通知	23	1 振出人が債務者、支払人が他行である小切手による弁済の提供があった場合、銀行は受領を拒否できるか.....	33
1 債務者の倒産により保証協会にて事故報告する際の注意.....	23	2 預手ないし支払保証小切手による弁済の提供があった場合、銀行は受領を拒否できるか.....	33
2 協会保証付の代理貸付について保証債務履行上の注意.....	24	3 銀行以外の第三者の振り出した小切手による弁済の提供があった場合、銀行は受領を拒否できるか.....	34
3 保証協会から代位弁済を受けるときの手続と注意.....	24	4 債務の一部の弁済提供があった場合、銀行は受領を拒否できるか.....	34
4 協会保証付貸出と固有の貸出がある場合の預金との相殺について.....	25	5 債務者から代物弁済の申出を受けた場合、どのように対応すべきか.....	34
5 協会の保証条件となっていない担保権について余裕があるとき、一部移転の要請を受けた場合の処置.....	26	6 弁済のために受領した金銭を仮受金（または別段預金）に受け、後日弁済に充当することは、法律上どのような意味をもつか.....	35
第6項 代位弁済事前通知	27	7 弁済を受けるにあたって請求できる弁済の費用とは、銀行取引において具体的にどんなものか.....	35
1 保証人が代位弁済する場合の受領上の注意.....	27	8 回収すべき債権として、元本、利息、遅延利息、費用があり、弁済額がその合計額に満たないときは、どのような基準で充当すべきか.....	36
2 第三者弁済による代位権とは.....	27	9 弁済期が到来している無担保の手形貸付金債権と普通抵当権付の債権とがあり、弁済額がその合計に満たない場合、債務者が後者を優先的に弁済する	
3 保証人の代位弁済と通知義務.....	28		
4 競売手続進行中に代位弁済のあった場合.....	29		
5 親戚・知人から弁済の申出があった場合の注意事項.....	29		
6 保証人の代位弁済と保証人に対する債権譲渡の異同得失.....	29		